

新旧対照表（案）

○建築士法施行細則

新	旧
<p>(登録事項)</p> <p>第3条 名簿には、次の事項を登録する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氏名</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第44条 法第10条の20第3項及び法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行う。</p> <p>(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)</p> <p>第46条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条、第2条、第4条から第5条まで、第6条第5項及び第7条の規定の適用については、これらの規定（第1条第1項ただし書、第2号及び第4号を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項中「二級建築士免許証（第2号様式）又は木造建築士免許証（第2号様式の2）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第4条の2の見出し及び同条第3項並びに第5条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第4条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第5条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第4項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条第1項第1号の規定により前条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第3条 名簿には、次の事項を登録する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氏名及び生年月日</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第44条 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示並びに法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第3項、法第10条の16第3項及び法第10条の17第3項の規定による公示は、神奈川県公報で告示することによつて行う。</p> <p>(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)</p> <p>第46条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条、第2条、第4条から第5条まで、第6条第5項及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項中「二級建築士免許証（第2号様式）又は木造建築士免許証（第2号様式の2）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第4条の2の見出し及び同条第3項並びに第5条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第4条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第5条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条第1号の規定により前条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。</p>